

2023年5月22日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2023年 税理士受験対策シリーズ 事業税 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2023年 税理士受験対策シリーズ

事業税 理論サブノート (2022年8月12日 第22版発行)

ISBN 978-4-86486-949-2 C1034

改訂内容

改訂頁・行	改訂箇所
P. 23 8行目～12行目	(3)託送供給を受けて電気供給を行う場合の課税標準の特例を、問題2-2 (追加版) とあわせてご利用ください。
P. 44 9行目	[1] 損失の繰越控除の(1)の文章中「業の所得の計算上控除する。」の後に、次の文章を追加してください。 なお、 <u>特定非常災害</u> である場合の繰越期間は5年となる。
P. 44 23行目	[2] 被災事業用資産の損失の繰越控除の(1)の文章中「算上控除する。」の後に、次の文章を追加してください。 なお、 <u>特定非常災害</u> である場合の繰越期間は5年となる。
P. 52 19行目～31行目	②一般送配電事業、送電事業、配電事業及び特定送配電事業、③発電事業等及び特定卸供給事業を、問題4-3 (追加版) とあわせてご利用ください。

(3) 託送供給を受けて電気供給を行う場合の課税標準の特例

電気供給業を行う法人の次の場合における各事業年度の収入金額は、収入すべき金額の総額から、それぞれに定める金額を控除した金額による。

- ① 電気供給業を行う法人が収入金額課税される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき
その託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ② 電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、その配電事業者が一般送配電事業者の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、その一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき
その配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額に相当する収入金額
- ③ 電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合においても、②と同様に取扱う。

② 一般送配電事業、送電事業、配電事業及び特定送配電事業

(i) (a) 以外の場合

その 4分の3 相当額を事業所等所在の道府県において発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量、その 4分の1 相当額を事業所等の 固定資産の価額

(ii) 発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合

事業所等の 固定資産の価額

③ 発電事業等及び特定卸供給事業

(i) (a) 以外の場合

その 4分の3 相当額を事業所等の発電所又は蓄電用の施設の用に供する固定資産の価額、その 4分の1 相当額を事業所等の 固定資産の価額

(ii) 事業所等の発電所又は蓄電用の施設の用に供する固定資産がない場合
事業所等の 固定資産の価額